

## 学校部活動の地域移行について(令和4年2月21日現在)

### 1 基本方針について

令和2年9月に文部科学省等によって示された方針に沿って、下記の通り準備を進める。

- (1) 令和5年度からの休日の部活動を段階的に地域に移行し、令和7年度に全面移行する。
- (2) 全面移行後の必要経費(安全保険料、指導者謝礼等)については、基本的に受益者負担とする。

### 2 移行スケジュールについて

#### (1) 令和4年度

- ① 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会(以下「検討委員会」)の開催(継続)
- ② 検討委員会からの提言を受け、令和5年度の段階的移行(試行)に向けての準備
  - ・ 令和5・6年度の試行部活動の選定
  - ・ 指導者等の指導体制の整備
  - ・ 第2回保護者アンケートの実施
  - ・ 運動部活動以外での生徒のニーズに対応できる受け皿の準備
  - ・ 保護者への周知活動

#### (2) 令和5・6年度(移行期間)

- ① 特定部活動(1～2)による試行及び検証
- ② 提言の具体化(継続)
- ③ 学校教職員対象の地域部活動希望調査
- ④ 令和7年度について、保護者へ説明

#### (3) 令和7年度

- ① 部活動の全面地域移行
- ② 学校部活動については、原則として、休日は実施しない。ただし、休日に実施される大会等の参加については、保護者と学校が相談して参加の様態を決定する。

### 3 受益者負担について

- (1) 移行期間については、安全保険料(800円)は受益者負担とする。指導者謝礼及びスポネットせいろう事務費については、町が補助する。
- (2) 全面移行する令和7年度は、全額受益者負担とする。

#### <参考資料>

県教育委員会広報誌「かけはし」(第51号、令和3年12月1日発行)より一部抜粋

#### 「地域部活動」とは？

- ・「運動したい生徒全てが参加可能な、競技力向上のみを目的としない運動機会の確保」を目的に、総合型地域スポーツクラブや協議団体等を運営主体として実施する活動

#### 地域移行の課題は？

- ・地域移行後は、学校の活動ではなくなるため、指導者の報酬や保険料等について基本的に受益者負担となる。